

第 6 回笠間市・友部町・岩間町合併協議会次第

日 時 平成 1 7 年 7 月 5 日 (火)

午後 1 時 3 0 分から

場 所 友部町役場 2 階大会議室

(友部町中央三丁目 2 番 1 号)

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

報告第 2 0 号 事務事業の調整について{ (総務業務 , 秘書業務 , 財政業務 , 出納業務 , 監査業務 , 契約管財業務 , 情報電算業務 , 児童福祉業務 , 農林業業務 , 商工観光業務 , 農業委員会業務 , 建設業務 , 都市計画業務) }

4 その他

5 閉 会

目

次

(1) 報告事項

報告第 20 号 事務事業の調整について

総務業務	2
秘書業務	4
財政業務	5
出納業務	6
監査業務	6
契約管財業務	7
情報電算業務	8
児童福祉業務	12
農林業業務	14
商工観光業務	18
農業委員会業務	20
建設業務	22
都市計画業務	24

目

次

(1) 報告事項

報告第 20 号 事務事業の調整について

総務業務	2
秘書業務	4
財政業務	5
出納業務	6
監査業務	6
契約管財業務	7
情報電算業務	8
児童福祉業務	12
農林業業務	14
商工観光業務	18
農業委員会業務	20
建設業務	22
都市計画業務	24

事務事業の調整について

下記業務の調整について別紙のとおり報告する。

業 務 名	
・ 総務業務	・ 児童福祉業務
・ 秘書業務	・ 農林業業務
・ 財政業務	・ 商工観光業務
・ 出納業務	・ 農業委員会業務
・ 監査業務	・ 建設業務
・ 契約管財業務	・ 都市計画業務
・ 情報電算業務	

平成 1 7 年 7 月 5 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

報告書

部会名	総務・企画	分科会名	総務	業務名	総務
項目番号	項目名	調整方針			
1	市の休日	現行のとおりとする。			
2	情報公開制度				
2 - 1	概要	現行を再編し，合併時に統一する。			
2 - 2	附属機関	合併時に新たに設置する。			
3	個人情報保護制度				
3 - 1	概要	現行を再編し，合併時に統一する。			
3 - 2	附属機関	合併時に新たに設置する。			
4	公告	現行のとおりとする。			
5	公印	管理方法については，合併時に友部町の制度を基本に統一し，公印は必要に応じて新たに作成する。			
6	法令審査	合併時に新たに設置する。			
7	不服審査・訴訟等対応	現行の事務を再編し，合併時に統一する。			
8	法令集・例規集	現行のとおりとする。ただし，紙媒体の必要性については，引き続き協議し，合併時まで調整する。			
9	文書管理	合併時に友部町の制度を基本に統一する。			
1 0	行政手続制度	現行のとおりとする。			
1 1	賠償事務				
1 1 - 1	総合賠償制度	合併の翌年度に笠間市の制度に統一する。			
1 1 - 2	総合補償制度	合併の翌年度に笠間市の制度に統一する。			
1 1 - 3	予防接種事故災害補償制度	合併の翌年度に笠間市の制度に統一する。			
1 2	議会对応				
1 2 - 1	定例会	現行のとおりとする。			
1 2 - 2	議会関係事務の総括	現行の事務を再編し，合併時に統一する。			
1 2 - 3	議案の提出	現行の事務を再編し，合併時に統一する。			
1 3	選挙管理委員会				
1 3 - 1	構成	【 1 1 特別職の職員の身分の取扱い】			
1 3 - 2	市・町議会議員及び長の選挙	ポスター掲示場等については，法令の定めるところにより調整し合併時に統一し，選挙公報については，合併時に笠間市及び岩間町の制度を再編し統一する。			
1 3 - 3	投票	現行のとおりとする。			
1 3 - 4	開票	合併後，一箇所に統一する。			
1 3 - 5	選挙人名簿閲覧	現行のとおりとする。			
1 3 - 6	検察審査員候補者選定	現行のとおりとする。			
1 4	町・字名	【 1 8 町，字名の取扱い】			
1 5	部・課長会議	合併後，随時再編し実施する。			

報告書

項目番号	項目名	調整方針
1 6	地域改善，同和対策事業	
1 6 - 1	対応状況	【 5 組織・機構の取扱い】
1 6 - 2	事業内容	現行を基本に継続し，方法等については合併後再編する。
1 6 - 3	地域改善対策貸付金	回収事務については，新市に引き継ぐものとする。
1 6 - 4	同和関係に係る補助金等	【 1 7 補助金，交付金等の取扱い】
1 6 - 5	同和対策市単補助事業	合併時に笠間市の制度に統一する。
1 6 - 6	人権教育及び人権啓発に関する施策の策定	合併後新市において検討し，策定する。
1 6 - 7	地域改善対策推進連絡会	合併前に廃止する。
1 6 - 8	人権教育推進協議会	新市において新たに設置する。
1 7	自衛隊関係	募集事務等については，現行のとおりとし，自衛官募集相談員については，新市に引き継ぐ。 【 1 6 公共的団体の取扱い（一部）】
1 8	行政事務連絡組織	現行を基本に再編し統一する。また，報酬及び区運営交付金については，合併の翌年度から統一し，区の名称については，地域住民の意向を踏まえて調整する。
1 9	認可地縁団体	現行のとおり新市に引き継ぐ。 【 1 5 使用料・手数料等の取扱い（一部）】
2 0	負担金・補助金【団体】	
2 0 - 1	負担金	【 1 6 公共的団体等の取扱い】
2 0 - 2	補助金	【 1 7 補助金，交付金等の取扱い】

報告書

部会名	総務・企画	分科会名	秘書	業務名	秘書
項目番号	項目名	調整方針			
1	ほう章制度	【 1 9 慣行の取扱い】			
1 - 1	名誉市町民制度	【 1 9 慣行の取扱い】			
1 - 2	市民栄誉賞	【 1 9 慣行の取扱い】			
1 - 3	その他表彰制度	【 1 9 慣行の取扱い】			
2	市・町長秘書用務	現行のとおりとする。			
3	市・町村会業務	【 1 6 公共的団体等の取扱い】			
4	助役会	【 1 6 公共的団体等の取扱い】			
5	その他市・町長に関する 関係団体・職	【 1 6 公共的団体等の取扱い】			
6	資産等公開	友部町，岩間町の制度を基本に再編し新たに創設する。			
7	賀詞交歓会	新市において検討する。			
8	負担金・補助金【団体】	【 1 6 公共的団体等の取扱い】			
8 - 1	負担金	【 1 6 公共的団体等の取扱い】 【 1 7 補助金，交付金等の取扱い】			
8 - 2	補助金	項目削除			

報告書

部会名	総務・企画	分科会名	財政	業務名	財政
項目番号	項目名	調整方針			
1	予算(当初・補正)の編成	3市町の制度を再編し，合併時に統一する。			
2	会計設置の状況	3市町の制度を再編し，合併時に統一する。			
3	各種基金の運用及び現在高	【5 財産の取扱い】			
4	財政事情の公表	現行のとおりとする。			
5	一時借入金	現行のとおりとする。			
6	縁故債の借入方法と借入先	現行のとおりとする。			
7	地方債の現在高	【5 財産の取扱い】			
8	起債管理システム	合併時に笠間市，友部町のシステムに統一する。			
9	財政計画の策定	3市町の制度を再編し，合併時に統一する。			
10	ゴルフ場利用税交付金	現行のとおりとする。			
11	バランスシート・行政コスト 計算書の作成	友部町の制度を基本に合併時に統一する。			
12	決算に係る主要な施策の成 果報告	現行のとおりとする。			
13	茨城県振興資金借入	現行のとおりとする。			
14	公営企業等に対する繰出し 等	現行のとおりとする。			
15	公共施設状況調査	現行のとおりとする。			
16	公共事業の施行状況報告	現行のとおりとする。			
17	公債台帳	現行のとおりとする。			
18	財政資金借入方法と借入先	現行のとおりとする。			
19	財政諸調査	現行のとおりとする。			
20	自動車取得税交付金	現行のとおりとする。			
21	地方交付税	現行のとおりとする。			
22	地方公営企業決算状況調査	現行のとおりとする。			
23	地方債の計画・借入，公債費 の償還	現行のとおりとする。			
24	地方財政状況調査（決算統 計・公害決算・公共施設）	現行のとおりとする。			
25	地方譲与税交付金	現行のとおりとする。			
26	地方特例交付金	現行のとおりとする。			
27	予算の配当（執行計画）	合併時に笠間市の制度に統一する。			
28	予算編成システム	合併時に笠間市，友部町のシステムに統一する。			
29	利子割交付金	現行のとおりとする			
30	債務負担行為の内容及び金 額	【5 財産の取り扱い】			

報告書

部会名	総務・企画	分科会名	財政	業務名	出納
項目番号	項目名	調整方針			
1	現金の出納及び保管	合併時までに調整する。			
2	小切手の振出し及び公金振替調書の交付	現行のとおりとする。			
3	郵便振替等の取扱い	現行のとおりとする。			
4	歳入歳出外現金の取扱い	現行のとおりとする。			
5	調定票，収入票，振替命令簿	合併時に統一する。			
6	支出負担行為の確認	合併時に統一する。			
7	現金及び有価証券の利子及び配当金	現行のとおりとする。			
8	有価証券の出納・保管	現行のとおりとする。			
9	指定金融機関等の状況	合併時に３市町の制度を再編し，統一する。			
10	資金前渡金の取扱い	合併時に３市町の制度を再編し，統一する。			
11	決算審査	現行のとおりとする。			
12	例月出納検査	（監査業務で協議）			
13	金融機関検査	現行のとおりとする。			
14	源泉徴収票の発行	現行のとおりとする。			
15	公金運用会議	合併時に友部町と岩間町の制度を再編し，統一する。			
16	公金総合保険に関する事務	合併時に笠間市の制度に統一する。			
17	出納員に関する事務	３市町の制度を再編し，新たに適用する。			
18	電算処理（財務会計システム）	（財政業務分科会で協議）			
19	備品管理システム	合併時に笠間市の制度に統一する。			
20	負担金補助及び交付金	【16 公共的団体等の取扱い】			

部会名	総務・企画	分科会名	財政	業務名	監査
項目番号	項目名	調整方針			
1	監査委員	【11 特別職の職員の身分の取扱い】			
2	監査委員事務局	【13 組織及び機構の取扱い】			
3	監査，検査及び審査	現行のとおりとする			
4	負担金等支出団体	【16 公共的団体等の取扱い】			

報告書

部会名	総務・企画	分科会名	契約管財	業務名	契約管財
項目番号	項目名	調整方針			
1	財産管理				
1 - 1	市・町有財産の取得管理及び処分	笠間市及び友部町の制度を基本に再編し，合併時に新たに創設する。			
1 - 2	土地賃貸借契約	【 5 財産の取扱い】			
1 - 3	駐車場料金	【 1 5 使用料，手数料等の取扱い】			
1 - 4	財産台帳の整備及び保管	笠間市の制度に統一する。			
2	庁舎管理				
2 - 1	維持管理等	原則として現行のとおりとする。			
2 - 2	電話機器等	原則として現行のとおりとする。			
3	公有財産	【 5 財産の取扱い】			
4	公用車等	【 5 財産の取扱い】			
5	出資による権利	【 5 財産の取扱い】			
6	基金	【 5 財産の取扱い】			
7	有価証券	【 5 財産の取扱い】			
8	債務	【 5 財産の取扱い】			
9	債権	【 5 財産の取扱い】			
1 0	財産区財産	【 5 財産の取扱い】			
1 1	公用車管理等				
1 1 - 1	保管及び整備	【 5 財産の取扱い】			
1 1 - 2	調整及び運行	3 市町の現行制度を基本に再編し，合併時に新たに創設する。			
1 2	物品	現行のとおりとする。			
1 3	競争入札の指名参加願い及び資格審査	笠間市の制度を基本に再編し，合併時に新たに創設する。			
1 4	入札及び契約等	笠間市の制度を基本に再編し，合併時に新たに創設する。			
1 5	各種工事の完成検査立会等				
1 5 - 1	検査事務	3 市町の現行制度を基本に再編し，合併時に新たに創設する。			
1 5 - 2	その他	笠間市の制度を基本に再編し，合併時に新たに創設する。			
1 6	負担金・補助金【団体】				
1 6 - 1	負担金	【 1 6 公共的団体等の取扱い】 【 1 7 補助金，交付金等の取扱い】			
1 6 - 2	補助金	現況該当なしのため項目削除			

報告書

部会名	総務・企画	分科会名	情報電算	業務名	情報電算
項目番号	項目名	調整方針			
1	住民情報システム	合併時に統一する			
1-1	住民記録システム	合併時に統一する			
1-2	住民情報利用システム(通知業務)	合併時に統一する			
1-3	印鑑登録システム	合併時に統一する			
1-4	収納管理システム	合併時に統一する			
1-5	外国人登録システム	合併時に統一する			
1-6	宛名管理システム	合併時に統一する			
1-7	固定資産税システム	合併時に統一する			
1-8	固定資産課税計算システム	合併時に統一する			
1-9	軽自動車税システム	合併時に統一する			
1-10	個人住民税システム	合併時に統一する			
1-11	住民税当初賦課入力システム	合併時に統一する			
1-12	申告受付システム	合併時に統一する			
1-13	国民健康保険税システム	合併時に統一する			
1-14	国民健康保険税率試算システム	合併時に統一する			
1-15	国保遡及賦課システム	合併時に統一する			
1-16	国保課税状況システム	合併時に統一する			
1-17	国保滞納対策システム	合併時に統一する			
1-18	法人住民税システム	合併時に統一する			
1-19	口座管理システム	合併時に統一する			
1-20	滞納管理システム	合併時に統一する			
1-21	国民年金システム	合併時に統一する			
1-22	医療福祉システム	合併時に統一する			
1-23	介護保険システム	合併時に統一する			
1-24	老人保健システム	合併時に統一する			
1-25	OCR 集計システム	合併時に統一する			
1-26	上下水道料金計算システム	単独システムとして別途協議を行い構築する 但し、方針が決定すれば合併までに統一する			
1-27	上下水道受益者負担金システム	単独システムとして別途協議を行い構築する 但し、方針が決定すれば合併までに統一する			
1-28	農業集落排水収納	単独システムとして別途協議を行い構築する 但し、方針が決定すれば合併までに統一する			
1-29	保育料システム	合併時に統一する			
1-30	児童手当システム	合併時に統一する			
1-31	健康管理システム	合併時に統一する			
1-32	農家基本台帳システム	合併時に統一する			

報告書

項目番号	項目名	調整方針
1-33	単独システムとして個別に管理するもの	合併時に統一する
1-34	選挙管理システム	合併時に統一する
1-35	納組管理システム	合併時に統一する
1-36	家屋評価システム	合併時に統一する
1-37	国民健康保健システム	合併時に統一する
1-38	統計関係	合併時に統一する
1-39	教育関係通知	合併時に統一する
1-40	福祉関係案内	合併時に統一する
1-41	固定資産税台帳管理システム	合併時に統一する
2	戸籍情報システム	岩間町のデータ構築及び戸籍電算化の完了にあわせ統一する
3	内部情報システム	
3-1	財務会計システム	合併時に3市町既存のシステムのいずれかに統合するものとする
3-2	文書管理システム	合併後新市において検討する
3-3	電子決裁システム	合併後新市において検討する
3-4	GW（グループウェア）	合併時に統一する
3-5	インターネットメール	合併時に統一する
3-6	LGメール	合併時に統一する
3-7	ファイル共有管理システム	合併時に笠間市のシステムを基本に新たに構築する
3-8	セキュリティ対策システム	合併時に統一する
3-9	テレビ会議（相談）システム	合併時に統一する
3-10	IP電話システム	合併時に一部稼働できるよう検討する
3-11	小中学校テレビ会議システム	合併時に統一する
3-12	小中学校パソコン管理	ネットワークは合併時に統一する 管理システムは個別システムとして別途協議を行い決定する
4	個別業務システム	
4-1	公債台帳管理システム	合併時に統一する
4-2	水道企業会計システム	単独システムとして別途協議を行い構築する 但し、方針が決定すれば合併までに統一する
4-3	水道固定資産管理システム	単独システムとして別途協議を行い構築する 但し、方針が決定すれば合併までに統一する
4-4	畜犬管理システム	3市町納入業者の中から業者を選定し、合併時に統一する

報告書

項目番号	項目名	調整方針
4-6	地籍活用情報システム	単独システムとして別途協議を行い構築する 但し、方針が決定すれば合併までに統一する
4-7	土木設計積算システム	合併時に統一する
4-8	業者管理（経営事項審査管理システム）	合併時に統一する
4-9	給与計算事務委託	合併時に統一する
4-10	図書館システム	単独システムとして別途協議を行い構築する
4-11	国保病院	現行のとおりとす
4-12	国保実績報告調整交付金システム	3市町納入業者の中から業者を選定し、合併時に統一する
4-13	農家情報管理システム	3市町納入業者の中から業者を選定し、合併時に統一する
4-14	水道計算・収納システム	単独システムとして別途協議を行い構築する 但し、方針が決定すれば合併までに統一する
4-15	水道起債管理システム	単独システムとして別途協議を行い構築する 但し、方針が決定すれば合併までに統一する
4-16	例規管理システム	単独システムとして別途協議を行い構築する
4-17	財産管理システム	単独システムとして別途協議を行い構築する
4-18	人事管理システム	単独システムとして別途協議を行い構築する
4-19	消費者行政用情報公開システム	単独システムとして別途協議を行い構築する
4-20	生活保護システム	単独システムとして別途協議を行い構築する
4-21	備品管理システム	単独システムとして別途協議を行い構築する
5	庁内ネットワーク	
5-1	住民情報システム	他とは独立した庁内LANを構築する
5-2	戸籍情報システム	他とは独立した庁内LANを構築する
5-3	内部情報システム	他とは独立した庁内LANを構築する
5-4	小中学校情報システム	合併時に統一する
6	インフラ整備	合併時までに庁舎間及び各公共施設間を高速な回線で接続する
7	外部ネットワーク	
7-1	インターネットへの接続	合併時に統一する
7-1-1	DNS サーバー	合併時に統一する
7-1-2	MAIL サーバー	合併時に統一する
7-1-3	WEB サーバー	合併時に統一する
7-1-4	図書館 WEB サーバー	当面は現行のとおりとし、合併後新市において検討する
7-1-5	学校 MAIL サーバー	合併時に統一する

報告書

項目番号	項目名	調整方針
7-1-6	学校 WEB サーバー	合併時に統一する
7-2	L G W A N への接続	合併時に統一する
7-3	住基ネットへの接続	合併時に統一する
7-4	個人認証基盤への接続	合併時に統一する
7-5	電子申請届出システムへの接続	合併時に統一する
7-6	スポーツ施設予約システムへの 接続	合併時に統一する
7-7	コンビニ収納システムへの接続	単独システムとして別途協議を行い構築する
7-8	国民年金情報システム	現行のとおりとする
7-9	WAM ネット（独立行政法人 福祉医療機構）	現行のとおりとする
7-10	WISH ネット	現行のとおりとする
8	電子計算組織管理運営体制 等	合併時に統一する
9	負担金・補助金等支出団体	合併時に統一する

報告書

部会名	保健・福祉	分科会名	児童福祉	業務名	児童福祉
項目番号	項目名	調整方針			
1	保育施設				
1 - 1	公立	【 5 財産の取扱い】			
1 - 2	私立	—			
1 - 3	認可外保育施設	—			
2	受入れ年齢	—			
3	開設時間	現行のとおりとする。			
4	待機児童解消に係る特例措置	現行のとおりとする。			
5	保育所入・退所事務				
5 - 1	保育の実施	現行のとおりとする。			
5 - 2	入所	現行を再編し，合併時に統一する。			
5 - 3	退所				
5 - 4	広域入所	現行のとおりとする。			
6	保育料	【 1 5 使用料，手数料等の取扱い】			
7	保育料の徴収	現行を再編し，合併時に統一する。			
8	民間保育所保育士増員事業	現行のとおりとする。			
9	民間保育所乳児等保育事業	現行のとおりとする。			
1 0	延長保育促進事業	現行のとおりとする。			
1 1	一時保育事業	現行のとおりとする。			
1 2	子育て支援センター事業	現行のとおりとする。			
1 3	保育所地域活動事業	現行のとおりとする。			
1 4	休日保育事業	現行のとおりとする。			
1 5	乳児保育促進事業	現行のとおりとする。			
1 6	障害児保育事業	現行を再編し，合併時に統一する。			
1 7	保育所入所支度金等支給事業	合併時に笠間市の制度に統一する。			
1 8	民間保育所運営補助事業				
1 8 - 1	職員処遇改善費加算	現行のとおりとする。			
1 8 - 2	運営費加算	現行のとおりとする。			
1 8 - 3	間食費加算	民間保育所への補助制度とあわせて調整し，合併の翌年度に統一する。			
1 8 - 4	私立保育所施設整備費助成	現行を再編し，合併時に統一する。			
1 8 - 5	民間社会福祉施設管理費補助金	【 1 7 補助金，交付金等の取扱い】			
1 9	母子・寡婦福祉制度				
1 9 - 1	母子寡婦福祉資金貸付制度	合併時に笠間市の制度に統一する。			
1 9 - 2	母子家庭小口資金貸付事業	合併時に笠間市の制度に統一する。			

報告書

項目番号	項目名	調整方針
1 9 - 3	母子家庭教育扶助事業	合併時に友部町の制度に統一する。
1 9 - 4	母子生活支援施設入所	合併時に笠間市の制度に統一する。
1 9 - 5	助産施設入所	合併時に笠間市の制度に統一する。
1 9 - 6	母子寡婦団体	【 1 6 公共的団体等の取扱い】
2 0	家庭児童相談室	合併時に笠間市の制度を基本に統一する。
2 1	児童手当	現行のとおりとする。
2 2	児童扶養手当	合併時に笠間市の制度に統一する。
2 3	特別児童扶養手当	現行のとおりとする。
2 4	子育てサポート事業	当面は現行のとおりとし，合併後調整する。
2 5	子育て広場事業	当面は現行のとおりとし，合併後調整する。
2 6	放課後児童健全育成事業	
2 6 - 1	放課後児童健全育成事業	現行のとおり実施する。ただし，利用者負担等については現行を再編し，合併の翌年度に統一する。
2 6 - 2	放課後児童施設整備事業	現行のとおりとする。
2 7	関係協議会等	合併後，新たに設置する。
2 8	負担金・補助金【団体】	
2 8 - 1	負担金	【 1 6 公共的団体等の取扱い】
2 8 - 2	補助金	【 1 7 補助金，交付金等の取扱い】

報告書

部会名	産業経済・農業委員会	分科会名	農林業	業務名	農林業
項目番号	項目名	調整方針			
1	農業の現況				
2	米生産調整対策事業				
2 - 1	水田基幹作物生産振興対策事業	合併の翌年度までは現行のとおりとし、合併の翌々年度に統一する			
2 - 2	団地化助成事業	合併の翌年度までは現行のとおりとし、合併の翌々年度に統一する			
2 - 3	加工用米助成事業	合併の翌年度までは現行のとおりとし、合併の翌々年度に統一する			
2 - 4	水田農業経営確立推進センター運営事業	合併翌年度までは名称の変更以外は現行のとおりとし、合併の翌々年度に統一するよう調整する			
3	水田農業対策推進事業				
3 - 1	推進協議会	合併の翌年度までは現行のとおりとし、合併の翌々年度に統一する			
3 - 2	水田農業対策現地確認事務委託事業	合併の前日をもって笠間市の制度を廃止する			
3 - 3	推進事業	現行のとおり新市に引き継ぐ			
4	水稻病虫害防除事業	【 1 7 補助金，交付金等の取扱い】			
4 - 1	水田航空防除事業	現行のとおり新市に引き継ぐ			
5	新地域農政推進対策事業	【 1 7 補助金，交付金等の取扱い】			
6	土地改良事業				
6 - 1	霞ヶ浦用水事業	現行のとおり新市に引き継ぐ			
6 - 2	県営畑地帯総合整備事業	現行のとおり新市に引き継ぐ			
6 - 3	農村振興総合整備事業（県営事業）	現行のとおり新市に引き継ぐ			
6 - 4	県営ほ場整備事業	現行のとおり新市に引き継ぐ			
6 - 5	経営体育成基盤整備事業（県事業）	現行のとおり新市に引き継ぐ			
6 - 6	土地改良区協議会	【 1 6 公共的団体等の取扱い】			
6 - 7	土地改良運営負担金	現行のとおり新市に引き継ぎ、事業に対する負担については速やかに新市において調整するものとする			
6 - 8	中山間地域総合整備事業（県事業）	現行のとおり新市に引き継ぐ			
6 - 9	土地改良施設維持管理適正化事業	現行のとおり新市に引き継ぐ			
6 - 1 0	農業基盤整備事業（山急ほ場整備）	現行のとおり新市に引き継ぐ			

報告書

項目番号	項目名	調整方針
6 - 1 1	市・町単土地改良事業	合併時に笠間市の制度に統一する
6 - 1 2	小規模土地改良事業	合併時に笠間市の制度を基本に統一する
6 - 1 3	農業基盤整備事業（山急・一般県単土地改良）	現行のとおり新市に引き継ぐ
6 - 1 4	土地改良区の合併	当面は現行のとおりとし，合併後，新市において調整するものとする
6 - 1 5	農道環境整備事業（県営事業）	現行のとおり新市に引き継ぐ
6 - 1 6	農道管理	合併時に笠間市の制度を基本に統一する
6 - 1 7	土地改良事業経費の賦課・徴収	合併時に統一する
7	農業振興地域整備計画	現行のとおり新市に引き継ぐ ただし，農業振興地域整備促進協議会については，新市において設置するか否かを含め検討する
8	農業用廃プラスチック適正処理推進事業	【 1 7 補助金，交付金等の取扱い】
9	農業近代化資金貸付利子補給制度	【 1 7 補助金，交付金等の取扱い】
9 - 2	地域農業総合整備資金制度 融資協議会	合併の前日をもって廃止する
1 0	認定農業者育成推進資金等 利子助成制度	【 1 7 補助金，交付金等の取扱い】
1 0 - 2	特別融資制度推進会議	合併時に岩間町の制度を基本に統一する
1 1	農業経営基盤強化資金利子 助成制度	【 1 7 補助金，交付金等の取扱い】
1 2	生産班等組合	合併時までには調整し新市において新たに設置する
1 3	暗渠排水対策事業	【 1 7 補助金，交付金等の取扱い】
1 4	水田営農条件整備事業	【 1 7 補助金，交付金等の取扱い】
1 5	は種用水稲種子等更新事業	【 1 7 補助金，交付金等の取扱い】
1 6	農業活性化推進協議会（笠間市農政問題協議会）	合併時に笠間市の制度を基本に統一する
1 7	認定農業者担い手育成事業	認定農業者については新市に引き継ぐ ただし，認定基準については新市において調整する
1 8	中山間地域直接支払事業	現行のとおり新市に引き継ぐ

報告書

項目番号	項目名	調整方針
1 9	経営構造対策事業	現行のとおり新市に引き継ぐ
2 0	市民農園	現行のとおり新市に引き継ぐ
2 1	都市住民交流事業	現行のとおり新市に引き継ぐ
2 2	農業活性化基金	現行のとおり新市に引き継ぐ
2 3	農業振興資金貸付制度	合併の前日をもって廃止する
2 4	農業構造改善事業促進対策 費補助制度	合併の前日をもって廃止する
2 5	観光農業振興協議会【附属機 関】	合併の前日をもって廃止する
2 6	畜産関係事業	
2 6 - 1	家畜排泄物処理指導	現行のとおりとする
2 6 - 2	地域資源循環畜産環境対策 事業	現行のとおりとする
2 6 - 3	家畜伝染病予防事業	事業については現行のとおりとするが、市の補助 金については合併時に友部町の制度に統一する
2 6 - 4	B S E 対応資金利子助成	合併前に廃止する
2 6 - 5	家畜衛生指導協会	【 1 6 公共的団体等の取扱い】
2 6 - 6	地域自衛防疫対策協議会	【 1 6 公共的団体等の取扱い】
2 6 - 7	畜産振興協議会	【 1 6 公共的団体等の取扱い】
2 7	園芸作物関係	現行のとおり新市に引継ぎ、新市において調整す る
2 8	関係協議会（農業改良普及事 業推進協議会）	現行のとおりとする
2 9	茨城中央地域農業推進会議	現行のとおりとする
3 0	穀物改良協会	【 1 6 公共的団体等の取扱い】
3 1	芝焼き	現行のとおりとする
3 2	林業の現況	
3 3	林業の振興	
3 3 - 1	平地林保全整備事業	現行のとおり新市に引き継ぐ
3 3 - 2	良質材生産対策推進事業	現行のとおりとする
3 3 - 3	間伐材搬出利用促進事業	現行のとおりとする
3 3 - 4	森林整備担い手対策事業	現行のとおりとする
3 3 - 5	森林組合育成事業	現行のとおりとする
3 3 - 6	林道整備事業	現行のとおり新市に引き継ぐ
3 3 - 7	協議会	笠間市林業振興地域育成対策事業推進協議会に ついては合併の前日をもって廃止し、筑波稜線林 道管理連絡協議会については現行のとおり新市 に引き継ぐ

報告書

項目番号	項目名	調整方針
3 3 - 8	森林整備地域活動支援推進事業	現行のとおり新市に引き継ぐ
3 3 - 9	森林愛護隊の育成	合併時に笠間市及び友部町の制度を基本に再編する
3 3 - 1 0	林道管理補修事業	現行のとおり新市に引き継ぐ
3 3 - 1 1	緑の募金	現行のとおり新市に引継ぎ，その取扱いについては新市において統一する
3 3 - 1 2	その他林業関係	現行のとおり新市に引き継ぐ
3 4	災害対策	合併時に笠間市の制度を基本に統一する
3 5	農林業に係る負担金等支出団体	【 1 6 公共的団体等の取扱い】

報告書

部会名	産業経済・農業委員会	分科会名	商工観光	業務名	商工観光
項目番号	項目名	調整方針			
1	中小企業事業資金融資制度				
1 - 1	事業概要	合併時に3市町の制度を再編し統一する			
1 - 2	附属機関等	合併時に友部町の制度を基本に統一する			
2	中小企業事業資金融資保証料補給制度	合併時に笠間市の制度を基本に補給率及び対象融資制度について統一する			
3	中小企業事業資金融資利子補給制度	合併時に笠間市の制度を基本に統一する			
4	公害防止施設利子補給制度	(環境分科会で協議済)			
5	茨城県信用保証協会出捐金	現行のとおりとする			
6	茨城県信用保証協会預託金	現行のとおりとする			
7	自治金融制度取扱金融機関預託金	現行のとおりとする			
8	中小企業労働者共済融資制度				
8 - 1	内容等	合併時に笠間市の制度に統一する			
8 - 2	附属機関等	合併時に笠間市の制度に統一する			
8 - 3	中小企業労働者共済会	合併時に笠間市の制度に統一する			
9	中小企業労働者共済融資保証料補給制度	合併時に笠間市の制度に統一する			
10	商工会議所(会)への助成	【17 補助金, 交付金等の取扱い】			
11	たばこ販売促進補助	【17 補助金, 交付金等の取扱い】			
12	商店会数	現行のとおりとする			
13	大規模小売店舗立地調整事務	合併時に友部町の制度を基本に再編する			
14	企業誘致	合併時に統一する			
15	工業団地	現行のとおり新市に引き継ぐ			
16	商業関係【第3セクター】	現行のとおり新市に引き継ぐ			
17	中心市街地活性化事業	現行のとおり新市に引き継ぐ			
18	雇用対策				
18 - 1	職業安定所	現行のとおりとする			
18 - 2	雇用情報コーナー	合併時に友部町の制度に統一する			
19	鉱工業の振興	現行のとおりとする			
20	計量行政	現行のとおりとする			
21	地場産品(代表的なもの)	現行のとおりとする			
22	観光・余暇施設	【5 財産の取扱い】			
23	観光資源	現行のとおりとする			
24	各種イベント及び助成	当面は現行のとおり新市に引き継ぎ, 合併後調整する			

報告書

部会名	産業経済・農業委員会	分科会名	商工観光	業務名	商工観光
項目番号	項目名	調整方針			
2 5	優良土産品推奨制度	現行のとおり新市に引き継ぐ			
2 6	出資による権利	【 5 財産の取扱い】			
2 7	市営駐車場	【 5 財産の取扱い】			
2 8	宿泊施設	現行のとおりとする			
2 9	負担金・補助金【団体】				
2 9 - 1	負担金	【 1 6 公共的団体等の取扱い】			
2 9 - 2	補助金	【 1 7 補助金，交付金等の取扱い】			

報告書

部会名	産業経済・農業委員会	分科会名	農業委員会	業務名	農業委員会
項目番号	項目名	調整方針			
1	農業委員会委員の定数・任期等	【 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い】			
1 - 1	委員構成				
1 - 2	任期	【 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い】			
1 - 3	委員報酬	【 1 1 特別職の職員の身分の取扱い】			
1 - 4	委員の定数	【 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い】			
2	農業委員会の会議	合併時に岩間町の制度を基本に統一する			
3	農地法に関する事務				
3 - 1	届出，許可申請等				
3 - 2	農地法第 3，4，5 条許可申請関係事務	合併時に県の農地法関係事務処理要領に基づき統一する			
3 - 3	農地法第 2 0 条農地の賃貸借の解約関係事務	合併時に友部町の制度に統一する			
4	標準小作料改定事務	合併の翌年度に統一した標準小作料を設定する			
5	和解の仲介事務	合併時に県の農地法関係事務処理要領に基づき統一する			
6	小作地の所有状況調査関係事務	合併時に笠間市の制度に統一する			
7	農業経営基盤強化促進法に基づく事務	合併時に友部町の制度に統一する			
8	農業振興地域の整備に関する事務	合併時に笠間市の制度に統一する			
9	租税特別措置法等に関する事務	現行のとおりとする（笠間市の制度に統一する）			
1 0	諸証明事務	【 1 5 使用料，手数料等の取扱い】			
1 0 - 1	現地調査を必要とする証明	合併時に笠間市の制度に統一する			
1 0 - 2	現地調査を必要としない証明	合併時に友部町の制度に統一する			
1 1	証明手数料	【 1 5 使用料，手数料等の取扱い】			
1 1 - 1	現地調査を必要とする証明	現行のとおりとする			
1 1 - 2	現地調査を必要としない証明	現行のとおりとする			
1 2	農業者年金業務	現行のとおりとする			
1 3	農地基本台帳電算化	合併時に統一する			
1 4	他の情報システムとのオンライン	住民情報システムと連動させる			

報告書

1 5	農業委員会選挙人名簿搭載 申請処理事務	合併時に笠間市の制度を基本に統一する
1 6	農地保有合理化事業	合併時に笠間市の制度を基本に統一する
1 7	農業委員会広報	合併後，新市において広報のあり方について検討 する
1 8	負担金等支出団体（農業委員 会関係）	【 1 6 公共的団体等の取扱い】
1 9	その他農業委員会関係事務	農業後継者結婚相談関連事業については合併の 前日をもって廃止する

報告書

部会名	都市建設・上下水道	分科会名	建設	業務名	建設
項目番号	項目名	調整方針			
1	国・県道	現況把握のみのため調整方針なし。			
2	道路・水路の財産管理				
2 - 1	市・町道現況	現況把握のみのため調整方針なし。			
2 - 2	道路認定	友部町の制度を基本に再編し，合併時に新たに創設する。			
2 - 3	道路台帳	現行のとおりとする。			
2 - 4	道路工事の承認，道路の占用	友部町の制度を基本に再編し，合併時に新たに創設する。			
2 - 5	法定外道路・水路の使用	友部町の制度を基本に再編し，合併時に新たに創設する。			
2 - 6	道路・水路の幅員及び境界確認	現行のとおりとする。			
2 - 7	未登記道路の整理	現行のとおりとする。			
2 - 8	土地改良道路等の管理	現行のとおりとする。			
2 - 9	事故賠償	現行のとおりとする。			
2 - 10	寄付行為への対応	友部町の制度を基本に再編し，合併時に新たに創設する。			
2 - 11	住民と土木行政の連携体制	現行のとおりとする。			
2 - 12	各種証明書等の交付	現行のとおりとする。			
2 - 13	道路占用物件の移転等に関する費用負担協定	現行のとおりとする。			
2 - 14	土木設計・積算システム	現行のとおりとする。			
2 - 15	地図情報システム	現行のとおりとする。			
3	道路・水路の整備及び機能管理				
3 - 1	国・県補助道路改良事業	現行のとおりとする。			
3 - 2	単独道路改良・改修事業	現行のとおりとする。			
3 - 3	道路整備事業	現行のとおりとする。			
3 - 4	補修及び清掃	現行のとおりとする。			
3 - 5	住民からの陳情，苦情に対する対応	現行のとおりとする。			
3 - 6	工事検査	現行のとおりとする。			
3 - 7	用地取得	笠間市の制度を基本に再編し，合併時に新たに創設する。			
4	河川・水路				
4 - 1	管理担当課	【 1 3 組織及び機構の取扱い】			
4 - 2	占用料等の徴収	笠間市及び友部町の制度を基本に再編し，合併時に新たに創設する。			
4 - 3	治水対策	現行のとおりとする。			

報告書

項目番号	項目名	調整方針
4 - 4	河川・水路の整備事業	現行のとおりとする。
4 - 5	河川・水路の維持管理	現行のとおりとする。
4 - 6	雨水放流同意	現行のとおりとする。
4 - 7	合併処理浄化槽放流同意	現行のとおりとする。
5	公営住宅	
5 - 1	公営住宅の概況	現行のとおりとする。
5 - 2	公営住宅建設事業	現行のとおりとする。
5 - 3	公営住宅家賃	現行のとおりとする。
5 - 4	公営住宅駐車場使用料等	現行のとおりとする。
5 - 5	入居手続	現行のとおりとする。
5 - 6	退去時の修繕手続等	現行のとおりとする。
5 - 7	鍵（スペアキー）の保管	現行のとおりとする。
5 - 8	公営住宅管理人	現行のとおりとする。
6	建築工事等の設計、施工及び監督等	現行のとおりとする。
7	橋りょう	現況把握のみのため調整方針なし。
8	地籍調査	3市町とも事業が完了しているため調整方針なし。
9	地籍関係手数料	【15 使用料，手数料等の取扱い】
10	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いの調整に関する事務	現行のとおりとする。
11	負担金・補助金【団体】	
11 - 1	負担金	【16 公共的団体等の取扱い】
11 - 2	補助金	【17 補助金，交付金等の取扱い】

報告書

部会名	都市建設・上下水道	分科会名	都市計画	業務名	都市計画
項目番号	項目名	調整方針			
1	都市計画法に基づく土地利用及び都市施設に関する計画並びにこれらの都市計画決定				
1 - 1	都市計画法に基づく土地利用及び都市施設に関する計画の策定	現行のとおりとする。			
1 - 2	都市計画の区域区分	現行のとおり新市に引き継ぐ。			
1 - 3	都市計画審議会の運営	新市において新たに設置する。			
1 - 4	都市計画図の測図・と調製と管理・頒布	現行のとおりとする。ただし、市管内全図については、合併時まで作成する。			
1 - 5	地区計画に基づく届出	現行のとおりとする			
1 - 6	都市計画法第 5 3 条に基づく申請	現行のとおりとする			
1 - 7	用途地域の証明	【 1 5 使用料，手数料等の取扱い】			
1 - 8	都市計画現況調査	現行のとおりとする			
1 - 9	都市計画マスタープラン	新市において新たに策定する。 なお、新市の計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。			
1 - 1 0	交通バリアフリー基本構想	友部町の制度を新市に引き継ぎ運用する。			
1 - 1 1	市街地整備基本計画	岩間町の制度を新市に引継ぎ運用する。			
1 - 1 2	都市計画法第 6 5 条に基づく許可申請	現行のとおりとする。			
1 - 1 3	都市計画基礎調査	現行のとおりとする。			
2	国土利用計画法に基づく届出				
2 - 1	茨城県土地利用規制等対策交付金	現行のとおりとする。			
2 - 2	国土利用計画法第 2 3 条第 1 項の規定による届出	現行のとおりとする。			
2 - 3	国土利用計画法第 2 3 条第 1 項の規定による事後届出違反	現行のとおりとする。			
2 - 4	国土利用計画法に基づく遊休土地実態調査	現行のとおりとする。			
2 - 5	茨城県土地取引事例アンケート調査実施要項	現行のとおりとする。			
3	駐車場法に基づく届出	現行のとおりとする。			

報告書

項目番号	項目名	調整方針
4	地価公示法に基づく標準地の価格及び関係図面の閲覧	現行のとおりとする。
5	北関東自動車道関連組織	【 1 6 公共的団体等の取扱い】
6	都市計画事業間の調整	現行のとおりとする
7	HOPE 計画	笠間市の制度を適用する。
8	公共サイン計画	笠間市の制度を新市に引継ぎ運用する。
9	屋外広告物関連	
9 - 1	許可申請	【 1 5 使用料，手数料等の取扱い】
9 - 2	違反広告物の簡易除去	笠間市の制度を基本に統一する。
1 0	基金の管理及び処分	【 5 財産の取扱い】
1 1	その他の都市計画事業	
1 1 - 1	茨城県景観形成条例に基づく大規模行為の届出	現行のとおりとする。
1 1 - 2	測量法に基づく測量成果品の利用申請	現行のとおりとする。
1 1 - 3	負担金等支出団体	【 1 6 公共的団体等の取扱い】
1 2	土地区画整理事業	
1 2 - 1	土地区画整理法第 7 6 条の規定による行為の許可申請	現行のとおりとする。
1 2 - 2	公文書公開	現行のとおりとする。
1 2 - 3	茨城県及び各種団体からの照会・回答	現行のとおりとする。
1 2 - 4	他市町村からの視察の受け入れ，対応	現行のとおりとする。
1 2 - 5	負担金等支出団体	【 1 6 公共的団体等の取扱い】
1 3	都市街路の整備及び管理	
1 3 - 1	都市街路整備状況	現況の比較のため調整方針はなし
1 3 - 2	都市街路の管理	現行のとおりとする。
1 4	都市下水路の管理	現行のとおりとする。
1 5	緑化・公園等維持管理基金	【 5 財産の取扱い】
1 6	都市公園等の設置及び管理	
1 6 - 1	都市公園	【 5 財産の取扱い】
1 6 - 2	総合公園整備事業	整備事業は，平成 1 6 年度に終了しているため，調整方針はなし。
1 6 - 3	公園使用に係る使用料	【 1 5 使用料，手数料等の取扱い】
1 6 - 4	維持管理	都市公園の維持管理については，現行のとおりとし，法定外公園の維持管理については，新市において調整する。

報告書

項目番号	項目名	調整方針
1 7	緑化推進	
1 7 - 1	緑化月間	笠間市の制度を適用する。
1 7 - 2	緑化推進補助制度	笠間市の制度を再編し，適用する。
1 8	笠間芸術の森公園	現行のとおり新市に引き継ぐ。
1 9	笠間芸術の森公園維持管理	現行のとおりとする。
2 0	負担金等支出団体	【 1 6 公共的団体等の取扱い】
2 1	建築基準法関連(確認 , 許可 , 認定等)	
2 1 - 1	確認	現行のとおりとする。
2 1 - 2	建築計画概要書 (写) による 現地調査及び事前違反指導	笠間市の制度に統一する。
2 1 - 3	検査	現行のとおりとする。
2 1 - 4	許可	現行のとおりとする。
2 2	建築基準法に基づく道路の 位置指定	現行のとおりとする。
2 3	違反建築物の調査及び違反 是正指導	現行のとおりとする。
2 4	セットバック用地の買取制 度	合併の前日に笠間市の制度を廃止する。
2 5	建築統計及び特殊建築物の 定期報告	現行のとおりとする。
2 6	住宅金融公庫融資住宅の設 計審査及び検査	笠間市の制度を廃止し，合併後新市において検討 する。
2 7	がけ地近接危険住宅移転	項目削除
2 8	総合設計制度，一団地の総合 的設計制度及び連担建築物 設計制度	現行のとおりとする。
2 9	住居表示の整備	【 1 8 町，字名の取扱い】
3 0	租税特別措置法に基づく優 良宅地及び優良住宅新築認 定	【 1 5 使用料，手数料等の取扱い】
3 1	高齢者，身体障害者等が円滑 に利用できる特定建築物の 建築の促進に関する法律 (以 下「ハートビル法」という) に基づく特定建築主に対す る指導及び助言並びに指示	現行のとおりとする。

項目番号	項目名	調整方針
3 2	茨城県人にやさしいまちづくり条例（以下「ひとまち条例」という）に基づく特定公共的施設の新築等の工事に関する届出の受理及び指導並びに助言	現行のとおりとする。
3 3	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という）に基づく事務	現行のとおりとする。
3 4	その他建築行政の指導	現行のとおりとする。
3 5	開発行為等の規制及び指導	
3 5 - 1	都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等	現行のとおりとする。
3 5 - 2	市町の条例，要綱等による開発行為の許可，承認等	合併時に笠間市，友部町の要綱を再編し，統一する。
3 5 - 3	租税特別措置法に基づく優良宅地の認定等	現行のとおりとする。
3 5 - 4	都市計画法施行規則第 6 0 条の規定による証明	現行のとおりとする。
3 5 - 5	開発行為の相談，指導及び助言	現行のとおりとする。
3 5 - 6	茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱に基づく設計の承認等	現行のとおりとする。
3 5 - 7	茨城県県土利用の調整に関する基本要綱	現行のとおりとする。
3 6	負担金等支出団体	【 1 6 公共的団体等の取扱い】